

平成25年

第1回定例会

会議録

(第1号)

ホームページ用

平成25年3月11日

平成25年第1回 江 差 町 議 会 定 例 会  
( 第 1 号 )

◎ 期日及び場所

平成 25 年 3 月 11 日 ( 月 ) 午前 10 時 00 分 江差町役場 議場

◎ 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会 期 の 決 定

[議 長 諸般の報告]

日程第 3 所管事務調査報告について

日程第 4 閉会中の継続調査の申し出について

[町 長 行政報告]

日程第 5 報告第 1 号 江差町国民保護計画の変更について

日程第 6 報告第 2 号 江差町教育委員会に関する事務の管理・執行状況の点検・  
評価報告について

日程第 7 議案第 1 号 平成 2 4 年度江差町一般会計補正予算 ( 第 1 2 号 ) について

日程第 8 議案第 1 6 号 江差町ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例  
等を廃止する条例の制定について

日程第 9 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度江差町一般会計補正予算 ( 第 1 3 号 ) につい  
て

日程第 1 0 議案第 2 号 平成 2 4 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算 ( 第 3  
号 ) について

日程第 1 1 議案第 3 号 平成 2 4 年度江差町介護保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) に  
ついて

日程第 1 2 議案第 4 号 平成 2 4 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第  
2 号 ) について

[町 長 ～ 平成 2 5 年度町政執行方針表明]

[教育長 ～ 平成 2 5 年度教育行政執行方針表明]

日程第 1 3 一 般 質 問

日程第14	議案第5号	平成25年度江差町一般会計予算について
日程第15	議案第6号	平成25年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
日程第16	議案第7号	平成25年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第17	議案第8号	平成25年度江差町介護保険特別会計予算について
日程第18	議案第9号	平成25年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
日程第19	議案第10号	平成25年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
日程第20	議案第11号	平成25年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
日程第21	議案第12号	平成25年度江差町奨学金特別会計予算について
日程第22	議案第13号	平成25年度江差町水道事業会計予算について
日程第23	議案第14号	平成25年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分について
日程第24	議案第15号	江差町過疎地域自立促進基金条例の制定について
日程第25	議案第17号	乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
日程第26	議案第18号	江差町医師研究資金貸与条例の制定について
日程第27	議案第19号	江差町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例の制定について
日程第28	議案第20号	江差町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の制定について
日程第29	議案第21号	江差町移動等円滑化のための必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
日程第30	議案第22号	江差町都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第31	議案第23号	江差町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第32	議案第24号	江差町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
日程第33	議案第25号	江差町営レストラン管理条例の一部を改正する条例について
日程第34	議案第26号	江差町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について
日程第35	議案第27号	江差町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
日程第36	議案第28号	江差町公共下水道条例の一部を改正する条例について

- 日程第37 議案第29号 江差町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第38 議案第31号 過疎地域自立促進市町村計画の変更について

◎ 出席議員（11名）

議	長	打	越	東	亜	夫
副	議	室	井	正	行	
議	員	薄	木	晴	午	
	〃	飯	田	隆	一	
	〃	萩	原		徹	
	〃	小笠原	淳	夫		
	〃	横	山	敬	三	
	〃	若	山	明	廣	
	〃	大	門	和	子	
	〃	小野寺			真	
	〃	小	林	栄	治	

◎ 欠席議員（1名）

議	員	小笠原	満
---	---	-----	---

◎ 出席説明者

町	長	濱	谷	一	治
副	町	長	谷	川	篤
教	育	長	新	木	秀
総	務	長	澤	口	純
政	策	長	田	畑	明
税	務	長	清	水	直
健	康	長	高	橋	勝
町	民	長	金	子	登
環	境	長	結	城	孝
農	林	長	福	島	平
追	分	長	小	田	島
建	設	長	大	坂	敏
ひ	の	長	広	島	良
学	校	長	小	笠	原
社	会	長	木	村	正
					能
					晃

(議会事務局)

局  
書

長  
記

松 尾 幸 春  
尾 山 徹

開 会 10:00

(議長)

ただいまの出席議員数は、10名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成25年第1回江差町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長)

日程第1 会議録署名議員を指名いたします。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、薄木議員、大門議員を指名いたします。

(議長)

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期及び議会運営については、所管の議会運営委員会に付託されておりますので委員長の報告を求めます。

「小野寺委員長」

「小野寺委員長」(報告)

おはようございます。議会運営委員会からのご報告を申し上げます。当委員会は、2月19日、そして3月5日の2日間、委員会を開催し、委員全員出席のもと町理事者の出席を求め、今定例会に提出される議案内容の説明を受けると共に、日程及び運営について協議をいたしました。

今定例会には平成25年度一般会計予算案をはじめ、32件の議案が提出されている他、議員発議として11件、一般質問は5名の通告であります。詳細につきましては、お手元に配付しておりますのでご覧下さい。

以上の内容を踏まえまして、今会の期日を本日11日から13日までの3日間といたします。

一般質問については、これまでと同様にして、一問一答方式を採用して行うこととして、質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制とします。

質問・答弁については、1回目の質問・答弁については、演壇により行って、再質問以降は議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととします。

また理事者においては議員からの質問に対して、議長の許可を得て、反問で

きることとして、それに要する時間は60分の制限時間外とします。

以上、議会運営委員会において協議した結果であります。町民の期待に応え得る議会運営とするために、議員各位のご協力を、特にお願いいたしまして、議会運営委員長としての報告といたします。よろしくお願いいたします。

**(議長)**

以上で、報告が終わりました。

おはかりします。今定例会の会期及び議会運営については、委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、

よって、「小笠原淳夫議員」

**「小笠原淳夫議員」**

今委員長の報告ありましたけれども、3月議会はなかなか重要な議会だと思っております。それについて、案件も多いし、議案も多いし、そしてある程度の所で休会を挟んで、もう少し落ち着いてじっくり議会をやった方がいいのではないかなと思って、質問します。議員ばかりではなく、職員の方も大変だろうと思っておりますので、その辺よろしくおはかり願います。

**(議長)**

はい。その事については十分、強いてはですね、協議会等、運営協議会等を開きながらですね、対応して参りたいという風に思っております。他に質疑希望ありませんか。ありませんので、以上で報告があり、今定例会の会期及び議会運営については委員長の報告のとおりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、よって、会期は本日から13日までの3日間とし、一般質問については、一問一答方式で行い、1回目の質疑答弁については、演壇により行い、再質問以降は、議員は同じく演壇で、理事者は自席で行うこととし、

質問の回数は再々質問まで、答弁を含め60分の時間制を採用して行うこと、また理事者においては議員からの質問に対して、議長の許可を得て、反問できることとし、それに要する時間は、60分の制限時間外とすることに決定いたしました。

**(議長)**

次に、議長から諸般の報告をいたします。  
報告内容は、お手元に配付のとおりであります。ご了承お願いいたします。

**(議長)**

日程第3 所管事務調査報告について、平成23年第3回定例会発議第11号「学校整備に関する事務調査」についてを議題といたします。

本案については、社会文教常任委員会に付託しておりますので、委員会条例第9条により副委員長の報告を求めます。

「若山副委員長」

**「若山副委員長」 (報告)**

社会文教常任委員長報告。

社会文教常任委員会付託の、調査事件についてです。委員長欠席のため、代わって副委員長の私の方から報告させていただきます。

平成23年第3回定例会、発議第11号『学校整備に関する事務調査』についてでございます。当委員会では、町が長年抱えてきた懸案である『江差中学校改築』に関して、町長が具体的な改築の時期を明示した平成23年第3回定例会において事務調査を立ち上げ、以降15回の会議と1度の現地視察を行ったうえで、教育環境整備と地域社会性を考慮した整備の在り方を検討してきた。

基本的には、先に行なった中間報告のとおり、議会として在るべきとする新しい中学校整備の方向性に変わりはない。

本年度において実施設計が完成し、次年度以降、改築に取り掛かるに当たって、次の5項目に関して、特に意見を付して報告とする。

1) 工事期間中における生徒の安全と学ぶ環境の確保

工事期間は3年間に及ぶ。その間、通学路と工事車両の往来が重なることや工事による騒音など、日頃の学校生活への影響が懸念される。学ぶ環境を最優先とし、生徒の学校での活動への負荷を極力少なくする工事手法に心がけること。

また、部活を行う子どもたちの練習場所の確保、特に屋外競技に対しては十



分なサポート体制に心がけること。

2) 実施設計を再精査

入札を行う際には、設計業者から提出された完成図書をそのまま使用することなく、再精査したうえで積算・工事発注すること。

3) 地元経済波及を考慮した発注形態の検討

町内事業所を取り巻く経済情勢は過去に無い厳しさがある。しっかりとした競争性を確保したうえで、より多くの地元業者が応札可能な発注形態を検討すること。

4) 複雑な屋根構造がマイナスにならない監理

基本設計段階における完成予想図並びに模型を見る限りでは、大規模な施設でありながら屋根構造が複雑に入り組んでいる。完成後に落雪による危険性や雨水の侵入などが無いよう、設計・施工監理段階でしっかりとチェックを行うこと。

5) 警備・防犯対応に配慮

改築テーマに掲げられた「地域協働の核としてのコミュニティースクールを目指す」は、議会としても町民に開かれた施設とする意味からも歓迎する。

一方で、防犯・警備に十分な配慮が必要である。ハード・ソフト両面から再度の検討を行うこと。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

(議長)

以上で、副委員長の報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりします。本案については、討論を省略しただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については、副委員長報告のとおり了承することに決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

よって、本案については、副委員長報告のとおり了承することに決しました。

(議長)

次に、平成24年第2回定例会発議第13号 管理型産業廃棄物処分場の民間計画に関する事務調査についてを議題といたします。

本案については、「管理型産業廃棄物処分場の民間計画に関する調査特別委員会」に付託されておりますので、委員長の報告を求めます。

「薄木委員長」

「薄木委員長」(報告)

当委員会では、平成24年5月、民間事業者による当該処分場の建設計画にあたり、住民の視点に立った調査と検討を行なうため、同6月の第2回定例会に本委員会を発足いたしました。以降5回の会議と1度の現地視察により調査を行った結果について、次のとおり意見を付して報告いたします。

まず、『施設の必要性について』であります。管内には管理型産業廃棄物処理施設が皆無であり、一次産業では廃棄対象のビニールや漁網、また、建設業では一部の廃材等といった町内で発生する管理型産業廃棄物については、胆振など他管内へ輸送しているのが現状です。それらを地元で処理できることは、地域住民・事業所にとって輸送費等のコスト減はもとより、不法投棄抑制にも寄与することが想定されることから、民間での建設計画について歓迎するものであります。

『同様施設の視察』についてですが、委員会では昨年10月末に、同社が赤平市などで既に稼働している同様の施設を視察しました。それぞれが大規模農

業地帯や、人口が多い都市近郊でありながら、安全性を十分確保した堅実な稼働状況を確認してきました。

『地域企業・人材の活用の要請』についてです。施設の建設は北海道から許可となる今年6月以降と想定されますが、その際、事業者に対し建設工事に当たっては是非とも地元業者を参入させること、施設の稼働に向けては積極的な地元雇用を要請していただきたい。

『運搬に際する安全確保』でございます。施設への廃棄物の搬入は大型車両等が国道から狭隘な町道を経て入ることになります。子どもたちをはじめとした住民の安全確保に向けて、業者には安全対策を徹底させるとともに、町としても、安全なアクセス道路の整備を検討していただきたい。

『協定書に基づいた町としての関わり』でございます。稼働による何らかの異常事態を確認した場合など、町は速やかにその事実を業者から情報収集したうえで改善させることはもちろん、その情報を住民に開示すること。

また、住民が施設の稼働に不安を訴えた場合にはしっかりと町が窓口となり対応すること。

最後に、『供用終了後の管理』であります。処分期間は10年程度と想定されますが、供用を終えても施設は存在することになります。町は、事業者に対し、未来へ責任をもった管理体制を堅持するよう徹底すること。

以上、委員長報告といたします。

**(議長)**

本委員会については、議長を除く議員全員による調査として進めてまいりましたので、質疑を省略し、委員長報告のとおり了承することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

**(議長)**

異議なしと認め、委員長報告のとおり了承することに決定いたしました。

**(議長)**

日程第4 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

総務産業常任委員会・議会運営委員会から、調査中の事件につき、会議規則第76条の規定に基づき、お手元に配布のとおり、継続調査の申し出がありました。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(議長)

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「町長」

「町長」(行政報告)

おはようございます。

最初に、『JR江差線(木古内～江差間)の廃止問題』に関しての、先般の議会全員協議会においてお伝えしておりますが、改めてご報告させていただきます。

去る3月1日、上ノ国町総合福祉センターにおいて、第4回目の対策協議会が開催され、席上、JR北海道より線区廃止後の具体的な地元支援策については提示がございました。

支援内容等につきましては、1つは、代替バスの運行支援期間を18年間とし、バスの運行区間について江差高校まで延伸すること、2つ目に、初期投資費用として、小型バス3台の購入経費や待合所、停留所の標識の整備に要する費用を支援することなどが示され、これら地元支援策に対する費用の総額を9億円とする旨の内容でございました。

また、現在、JR江差線を利用している方々への運賃差額補償について、JR北海道が責任を持って、直接、利用者に対し支払いするとのことであります。町といたしましては、これ以上の地元支援策をJR北海道から引き出すことは厳しいものと考えており、JR北海道の提示した地元支援策を了承することと判断しております。

なお、JR江差線の廃止の是非については、3月末を目途に、沿線3町によ

る対策協議会において最終判断をすることとなりますが、今後の地域公共交通の確保等、住民に不便を掛ないようにしっかりと道筋を付け、慎重に対処して参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いをいたします。

次に、『3月2日暴風波浪による、江差港港湾施設の被災について』ご報告をさせていただきます。

3月1日夜半から翌2日にかけて、低気圧による暴風雪波浪が北海道を襲い、江差町においても2日午前8時20分に最大瞬間風速31.4mを記録したところではありますが、国有港湾施設である江差港西外防波堤においても、断続的な暴風波浪が襲来しました。港湾管理者である町では、波浪監視・施設点検を続け、低気圧通過後の3月4日、船を出して現地確認したところ、防波堤のケーソンが5基ほど波を受け滑動したことを確認し、ただちに函館開発建設部江差港湾事務所に報告し、現地を点検確認した結果、西外防波堤総延長441.4mのうち、約180mの消波ブロックが沈下し、ケーソン5基が最大3.85m滑動、うち1基が損傷していることが確認されました。被害額については、現在江差港湾事務所で詳細算定中との報告を受けております。

江差港西外防波堤は、江差港湾の静穏度・フェリー航路の保全、市街地への越波防止等、きわめて重要な施設であり早急な復旧を要することから、3月12日に北海道開発局が来町し、現地被災状況を確認のうえで、国直営の「直轄災害復旧事業」制度対応について、検討・協議する予定となっております。なお、国直営の「直轄災害復旧事業」制度におきましても、従来の港湾整備と同様、港湾管理者である江差町の工事負担金が発生する見込みであることから、詳細が決まり次第予算補正をし、早期に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、被災状況等については、別紙資料のとおりであります。

最後に『寄附採納について』ご報告を申し上げます。3件の寄附採納についてでございます。

最初に、平成24年12月17日、江差町字本町38番地『(株)五勝手屋本舗 代表取締役社長 小笠原 隆』様より、図書館の図書充実のためにと、現金10万円のご寄附がありました。昭和62年に『小笠原文庫』を創設以来、毎年ご寄附いただき、寄附総額600万円、購入させていただいた図書も1772冊を数え、北海道関係資料を中心とした貴重な蔵書構成となっており、町民の利用に広く供し地域全体に重要な存在となっているところであります。

次に、江差町字茂尻町345番地の17『ASA江差朝日新聞専売所 所長 松

崎 浩』様より、図書館の図書充実のためにと、平成2年から継続して図書のご寄贈をしていただいております。本年度においても3回にわたり、図書105冊と専用バインダーのご寄贈がありました。これまでご寄贈いただいた図書も1376冊となり、町民の教養と文化の向上に寄与しているところでございます。

最後に、平成25年2月8日、江差町字豊川町168番地の1『前田組・北土建設・田端本堂経常建設共同企業体』代表会社 株式会社前田組 代表取締役 前田憲男様より、「老朽化した中網町バス待合所の活用のために」とスーパーハウス1棟のご寄贈がありました。既存施設の撤去及び設置工事につきましても併せて実施していただくこととなっており、深く感謝を申し上げます。

以上のご寄附がありましたことをご報告申し上げますとともに、改めてご厚志に厚くお礼を申し上げ、行政報告を終わらせていただきます。

**(議長)**

以上で、行政報告を終わります。